令和８年度　第２回　富良野市環境審議会 議事録

■日　時　令和８年９月２日（水）13時30分～15時00分
■場　所　富良野文化会館１階　リハーサル室
■出席者
＜委員＞　髙橋穣二、家次敬介、永盛俊行、伊東 忠、井出紳也、藤野和紀、大泉哲剛、佐藤里津江、芝野伸策、武田幸希、杉谷久己、平間早苗、南部榮一（13名）
＜欠席委員＞　尾張敏章、野村守一郎（2名）
＜事務局＞　市民生活部長 北川善人、環境課主幹 鵜飼敏行

１．開会（進行：鵜飼主幹）

２．辞令交付
・任期途中交代した委員が欠席のため委嘱辞令の直接交付は省略
・交代した委員を紹介

３．会長あいさつ（以下進行：会長）
・７月に再エネ条例策定の諮問をいただいたところ。
・第１回の審議を踏まえ、本日、第２回審議会では、事務局から再検討をいただいた条例案、また施行規則案についてご審議をいただく。
・第３回の審議会を経て答申へと進めていく予定。皆様のご協力を。

４．議事
・条例（案）の前回から加筆・修正のあった部分について事務局より概要説明。
・条例題名に「調和」と表現。地域との共生や環境配慮を前提に導入を進める内容に。
・５条「事業者の責務」だけでなく、12 条「地域住民等への説明等」、13 条「計画の届出」などを加筆・修正し、より具体的に事業者のアクションを明記。
・８条「禁止区域」に「富良野市文化財保護条例」を追記。
・９条「抑制区域」は条例では概要を記載、詳細の項目は規則に記載。
・10 条「配慮事項」を加筆。「抑制区域」と同様、規則で詳細項目を記載。
・14 条「工事着手等の届出」、16 条「廃止の届出」、17 条「地位の継承の届出」など、各種届出を加筆し明文化。
・18 条「維持管理」、19 条「侵入防止措置」、20 条「立入調査等」を加筆。
・25 条「国等の特例」を加筆。
・附則の３項と４項を追記により、すでに工事に着手している案件等も適用。

《質疑・意見》
【委員】
・12 条「市長に報告しなければならない」、13 条「市長に届け出なければならない」

という項目について、ただ届けを聞くだけではなく、抑止力は働くのか。
【事務局】
・報告や届出の内容を精査した上で適正であるかどうかを確認し、十分でない場合については指導などを行うこととなる。報告や届出はそのための判断材料となる。
【委員】
・事業者から報告を受けた場合、それに対する市の返答に期限は設けなくて良いか。
【事務局】
・住民説明などが継続している場合なども想定され、十分な合意が得られていないケースなどでは、期限を設けることが適当ではない場合も考えられる。
【委員】
・５条「関係法令等及びこの条例を遵守し」の関係法令というのは曖昧ではないか。どこからどこまで関係法令なのか。法令遵守は義務なので、この文言は必要なのか。
【事務局】
・法令遵守は当たり前のことではあるが、事業者の責務としてあえて明記している。
【委員】
・９条２項「抑制区域は規則で定める」とあるが「規則」がいきなり出てきていいのか。
【事務局】
・一般的な条文の記載の仕方となっている。
【委員】
・９条３項「禁止区域及び抑制区域のいずれにも該当する区域は禁止区域とする」とあるが、なぜ抑制区域と禁止区域と分けなければいけないのか。両方とも禁止区域になるなら分けなくても良いのではないか。抑制区域と禁止区域の差がよくわからない。
【事務局】
・禁止区域を条文でしっかりと記載することで、国の法律等で、基本的に設置はできないところを明らかにしている。抑制区域は、禁止区域の他に、市としてさらに設置を制限したいという意思表示として記載している。
【委員】
・禁止区域および抑制区域のいずれにも該当する区域は禁止区域ということは、抑制区域は禁止区域で良いのでは。
【事務局】
・抑制区域にあげられた区域が禁止区域にも該当する場合のことを限定して記載しているもの。
【委員】
・抑制区域をすべて禁止区域にして何か不都合があるのか。抑制区域は事業可能で協力を求める区域ということか。
【事務局】
・禁止区域だけを指定している市町村もあるが、景観や希少動物の問題など、市独自に守りたいところを抑制区域として拡張しているような形。法律上の規制とはならなくとも、住民合意や、指導勧告、命令等に従わない場合は、国や道への通報、事業者名の公表なども行う。特に太陽光の売電について国の規制などの可能性も。不誠実な事

業者には融資はしませんという金融機関も出てきている。禁止区域は法律等で設置できないところ、抑制区域はプラスアルファで市として守っていきたいところ、事業者に対して配慮してほしい地域というものを示しているというのが、禁止区域と抑制区域の考え方。

【委員】

・抑制区域には強制力がないということであれば、わざわざ抑制区域を作らず、住民合意が必要であるということをもっと強調したほうが良いのでは。

【事務局】

・土地所有者の考え方もあり、市全域を禁止区域や抑制区域にすることはできない。住民合意については記載がある。営農関係では太陽光発電も推進されており、そのような意味でも全域ではなく、禁止区域と抑制区域を記載している。

【委員】

・禁止区域の文言で、市長が禁止区域を指定するとなっている。指定の主体は国や道であれば、指定を２回していてすっきりしない気がする。

【事務局】

・（建築物等の）規制のため区域を指定しているのは国で、条例により再エネ設備等の設置を規制する区域を指定しているのが市という整理。

【委員】

・「禁止区域を国が定める禁止区域」、「抑制区域を市が定める禁止区域」というふうにすることはできないか。どちらも「禁止区域」とすれば話はまとまらないか。

【事務局】

・抑制区域に対して、市長権限で禁止できるまでの根拠がない。ただし、住民合意は必要となっている。

【委員】

・わざわざ禁止区域と記載しなくても、法律で規制されているのでは。

【事務局】

・法律はその区域を守るもの。再エネに関しては、市としても条例で記載する必要はあるという考え。

【委員】

・９条３項の富良野の具体例はあるか。

【事務局】

・北の峰地区が国の公園の中に入っており、同じく富良野市景観地区条例の中での景観区域にも入っている。

【委員】

・福島県の郡山で問題を起こした企業について、郡山で解決できなくて、福島県が是正措置を出した。すぐに指導を求めるような内容を規則かなんかに入れとかないと、早期の解決にならないと思う。それともう一つ、今回の条例に関係しないが、福島県では条例とか規則に不備があるということで、内閣に対して提言要望書というのを出しているので、参考にして条例に生かしたりできればと。

【事務局】

・県の指導があったとか、問題のある事業の進め方があったというようなことが書かれている、公表されている資料は拝見しているが、その情報だけで正しい判断をするのは難しいので、それに対して何らかのアクションを起こすとか、そういったことにはならないことをご理解いただきたい。
・2027 年度から、国は太陽光パネルに対する補助制度を廃止するという情報もある。廃止の要因として、価格の低下、日本の原材料でできる製品の開発、メガソーラーの住民トラブルがあげられている。事業者としては、補助はもらえない上、住民関心度が高いという状況。また、令和８年の３月に環境省において、「太陽光発電における自然環境配慮の手引き」に自然環境に特化した手引きが示され、絶滅危惧種を含めた守るべきもののハードルを上げる方向。

【委員】
・３条の「ただし、建築物に発電設備を設置するものを除く」を入れている意図は。木質バイオマス発電、水素発電、水力発電などは建物内で発電するので含まれず、風力とソーラーは外で発電するので含まれないと思う。あえて書いた意図をお知らせいただきたい。

【事務局】
・太陽光発電を除外されたが、屋根置きの設置はこれに該当する。メガソーラーなどを規制していく趣旨の条例であり、「建物に直接背負わせるものについては該当しない」という条文とご理解を。

・施行規則（案）について事務局より概要説明。
・条例にあわせて題名を修正。
・３条で抑制区域を列記。４条で配慮事項を記載（別表）。
・６条の「地域住民等への説明等」は条例を大きく修正したことに関連する加筆。
・７条「事業計画の届出」、９条「工事着手の届出」、11 条「廃止の届出」、12 条「地位継承の届出」で提出書類の詳細を明示。懸念事項等を明らかにし、対策に生かすため。
・13 条「身分証明書」、14 条「指導助言及び勧告」、15 条「命令」、16 条「公表」も、それぞれ具体の様式を示すため条項を加筆。

《質疑・意見》

【委員】
・前回、お話ししていたことで、環境アセス的な自然の生物の調査とか、例えば、レッドデータブックに関わるような生物、その地域に生息しているというのが分かった場合、その後の対応をどうするかとか、そういう調査とかの記載は難しいのか。

【事務局】
・環境アセスについては、規模が定められており、かなり大規模の部分が対象になる。
・絶滅危惧種について、絶滅危惧種２類、準絶滅危惧といった上位ランクに移行するという要素を持っているものは、規制をかけていきたいと考えている。社会情勢の変化

などによって規則を改正（条例の範囲であれば）について柔軟に対応も可能。

【委員】

・環境アセスの規模はわかっていたが、やはり山の中などは、高規格道路を作ったときも調査をして、日本ザリガニを他の沢に移した経緯もあり、エネルギー開発にあたっては、そこにいる生物、例えばヒメギフチョウなどは、住処にする草が特殊で一種類しかないので、植物の調査、魚類の調査などを行い、何がいるか確認する必要があると思う。

【事務局】

・環境省から出された「自然環境配慮の手引き」では、まさに、自然、動植物、生態系について専門的な文言が書かれており、重要な動植物の生息、生育地や貴重な生態系の周辺地域、いわゆる緩衝地域なども含めて、事業者に調査を求めている。市であれば学芸員や専門機関と協議をした中で進めるよう書かれており、事業者の務めとして謳われている。

・欠席委員の意見等と事務局見解を事務局より説明

【欠席委員】

・施行規則の第３条（７）の「都市公園等の周辺区域」という表現。これは「都市公園等の区域」の誤りではないか。「都市公園等の周辺地域」という表現だと都市公園等そのものが含まれないように読めてしまうのと、「周辺」ということではそのエリアが曖昧になるのでは。

【事務局】

・富良野市公園条例第３条第１項に「都市公園」、第４条第１項に「その他の公園」と、それぞれ規定されており、それを合わせて「都市公園等」という表現になっている。「これらを含めたその周辺区域も含めたエリア」というご理解をいただきたい。

【欠席委員】

・条例案では、蓄電池を対象に含めているが、蓄電池特有の火災、熱暴走リスクへの規定が不足しているのではないか。

【事務局】

・条例案、施行規則案では、あくまでも再エネ施設を建てるエリアの規制、それに対する配慮について規定している流れとなっている。施行規則４条の配慮事項に「熱」に関する記載はあり、蓄電池の熱に限定した配慮について、この条文の中に書き加えるのは難しい。

５．今後のスケジュールについて

・スケジュールについて事務局より説明。

・その他質疑・意見等

《質疑・意見》

【委員】

・山部の関係で参考までに。事業者から事業事前協議書のようなものは市に提出あったのか。廃止に関して市へ報告があったのか。仮にあったとしたら、住民に公表はするのか。

【事務局】

・事業所と市の公式やりとりとしては、住民説明会を開催するにあたって、周知エリアの設定について助言を求められ、山部全域に周知すべきとの意見を出している。また中止に関する報告文書も受理している。それ以外の公式文書のやりとりはない。

・事業計画に関する公式文書も、公式の説明会もされていないため、市から公表を含む何らかのアクションも行う予定はない。

６．閉会